## ○尼崎市教育委員会傍聴規則

平成4年12月11日教育委員会規則第16号

改正 平成27年3月30日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市教育委員会会議規則第6条の2第2項の規定に基づき、尼崎市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他教育長が必要と認める事項 を記載した尼崎市教育委員会傍聴券交付申請書(別記様式)を教育長に提出し、傍聴券の交付を受 けなければならない。
- 2 傍聴申請者の数が傍聴席を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認めるものは、委員会の会議を傍聴することができる。

(平27教委規則6・一部改正)

(傍聴することができない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。
  - (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (6) ラジオ、拡声器、無線機、携帯電話、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者(ただし、教育長の許可を得た者を除く。)
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると教育長が認めた者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、教育長が傍聴を認めた場合は、この 限りでない。

(平27教委規則6・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 教育長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(平27教委規則6・一部改正)

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、委員会の会議において公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに 退場しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則6・一部改正)

付 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則(平成27年3月30日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により尼崎市教育委員会教育長がなお従前の例により在職するものとされる場合においては、この規則による改正後の尼崎市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の尼崎市教育委員会傍聴規則(以下「改正前の規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第2条第1項中「委員長が」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第12条第1項に規定する教育委員会の委員長(以下「委員長」という。)が」とする。
- 3 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正 のうえ使用することができる。

	を付申請書	傍聴券
したいので、申請します。	員会の会議を傍聴し	日開催の尼崎市教育委
	<b>)</b>	際は、傍聴規則を守りま
年 月 日	平成	
		員会教育長 様 所
		名
<u>No.</u>		
<u>No.</u>		<b>倍</b>

会議室への入退場の際には、係員にこの券を提示し、その指示に従ってください。

## 別記様式

(平27教委規則6・一部改正)